

令和5年3月16日
教育委員会事務局
管理課 支援助成係
電話：027-226-4543 内線：4543

群馬県高等学校等奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則について

1 概要

群馬県高等学校等奨学金貸与条例の廃止に伴い、施行規則を廃止する。

2 施行日

令和5年4月1日

3 経過措置

有り。

廃止前の群馬県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年群馬県条例第29号）による奨学金貸与を受けた者については、施行規則の廃止後も廃止前の規定が適用となる。